明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十八年十月十七日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）

（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法

優先出資一口につき金一円での有償消却とする。

各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資。

平成二十八年九月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩスリー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十八年十月十七日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）

（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法

優先出資一口につき金一円での有償消却とする。

各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資。

平成二十八年九月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十八年十月十七日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）

（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法

優先出資一口につき金一円での有償消却とする。

各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資。

平成二十八年九月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　山﨑　亮雄

訂正公告

平成二十八年九月二十日掲載（号外第二〇七号）の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、「株式会社愛知電飾」とあるは「株式会社名古屋電飾」の誤りにつき訂正します。

なお、この会社分割に異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月三十日

名古屋市中川区運河通一丁目一〇五番地

株式会社名古屋電飾

代表取締役　吉田　基樹

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年九月二十三日（号外第二〇九号）掲載の名古屋地方裁判所に係る平成二十八年（フ）第八四七号破産手続廃止中（印刷誤り）			八名1古屋地方裁	八名1古屋地方裁当
			三七一一	判所民事第2部

◉号外　九月三十日付第二一五号九
二一七号一二八ページ●同
六ページ●同日付第二一六号一九二ページ●同日付第
日付政府調達第一八四号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）